

<別紙 1>

老人保健施設 「温泉の里」のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 温泉の里
- ・開設年月日 平成10年6月15日
- ・所在地 山口県周南市湯野4204番地の1
- ・電話番号 0834-83-3413 ・FAX番号 0834-83-3415
- ・管理者名 施設長 宮里 薫（医師）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（第 3550580025 号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

温泉の里の目的にもとづき、慢性疾患に対し多面的観点から、個々のニーズに対応して、高齢者の自立を支援しその家庭への復帰を目指し、明るく健康的な雰囲気の中で看護、介護を行い、家庭や地域との結びつきを積極的に促進し高齢者の生活不安を少なくする事を期するものとする。

(3) 従業者の職種、員数、勤務体制

職種	職員数	勤務体制
①管理者（管理者兼医師）	1人	日勤 8:50～17:00
②医師	1人以上	日勤 8:50～17:00
③薬剤師	1人以上	週 5 日 90 分
④看護職員	6人以上	日勤 8:50～17:00 夜勤 16:40～09:00 早出 7:00～15:10 遅出 10:50～19:00
⑤介護職員	13人以上	日勤 8:50～17:00 夜勤 16:40～09:00 早出 7:00～15:10 遅出 10:50～19:00
⑥支援相談員	1人以上	日勤 8:50～17:00
⑦理学療法士・作業療法士	1人以上	日勤 8:50～17:00
⑧管理栄養士	1人以上	日勤 8:50～17:00
⑨介護支援専門員	1人以上	日勤 8:50～17:00
⑩調理職員	1人以上	早出 5:30～14:00 日勤 8:50 分～17:00 遅出 11:50～20:00
⑪事務職員	1人以上	日勤 8:50～17:00
⑫清掃・運転職員	1人以上	日勤 8:50～17:00

(4) 従業者の職務内容

- ①管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ②医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行う。
- ④看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- ⑤介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ⑥支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかる。
- ⑦理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑧管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- ⑨介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- ⑩メニューに従った献立調理を行う。
- ⑪設備の維持管理、請求・経理等の事務全般を行う。
- ⑫施設の環境整備、利用者の送迎を行う。

(5) 入所定員等 ・定員 55名（うち認知症ケア専門棟 17名）

2 F	個室 7室	2人室 4室	3人室 1室	4人室 5室
3 F	2室	4室	1室	1室
療養室（計）	9室	8室	2室	6室

(6) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ⑤ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 07時20分～08時20分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ リハビリテーション、レクリエーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供

職員へのお心遣いは、ご遠慮下さい。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（ 電話 0834-83-3413 ）

担当者 兼重紀子

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、2F、3Fサービスステーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

それ以外の相談窓口は下記のとおりです。

周南市高齢者支援課	所在地 周南市岐山通1-1
	TEL 0834-22-8467

防府市高齢者福祉課	所在地 防府市寿町7-1
	TEL 0835-25-2979

国民健康保険団体組合連合会	所在地 山口市朝田1980番地の7
	TEL 083-925-2003

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、お求めください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険被保険者証及び介護保険負担限度額認定証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証及び介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

(施設サービス計画)

- 1 当施設は、介護支援専門員（ケアマネジャー）に、利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。
- 2 担当介護支援専門員が利用者のため施設サービス計画を作成する際には、利用者、利用者の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、利用者の有する能力や置かれている環境に基づいて、利用者が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。
- 3 担当介護支援専門員は、利用者のための施設サービス計画実施1カ月後に、同計画の見直しの機会を設けます。
- 4 担当介護支援専門員は、利用者のための施設サービス計画実施状況を把握し、必要に応じて同計画の変更をします。
- 5 利用者は、担当介護支援専門員に対しいつでも、利用者のため施設サービス計画の変更を申し出ることができます。その場合、同介護支援専門員は利用者の希望をよく聞き、できる限り同計画に反映させることとします。
- 6 利用者のための施設サービス計画を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画または変更案の段階で、利用者の後見人または利用者の家族（利用者に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）立会いの上、同計画案を利用者に対して説明し、同意を得ることとします。

(介護サービスの内容)

- 1 当施設は、利用者に対し、前条により作成された利用者のための施設サービス計画に基づき、各種介護サービスを提供します。
- 2 当施設は、利用者に対し、前条により利用者のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

◇リハビリテーション：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

個人情報の利用目的

老人保健施設温泉の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護（介護予防）サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護（介護予防）サービス
- ・介護保険事務
- ・介護（介護予防）サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護（介護予防）サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護（介護予防）サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供